

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第45号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(昇給) 第8条 略</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として一般職員の例により決定するものとする。</p> <p>3 57歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「<u>2号給</u>」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(昇給) 第8条 略</p> <p>2 前項の規定により職員（<u>次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。</u>）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として一般職員の例により決定するものとする。</p> <p>3 57歳に達した職員（<u>人事委員会規則第38条又は第39条の規定の適用を受ける一般職員の例により昇給する職員を除く。</u>）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第1項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、一般職員の例により決定するものとする。</u></p> <p>4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(平成25年4月1日前に57歳に達した職員に関する読替え)

2 平成25年4月1日前に57歳に達した職員に対するこの規則による改正後の佐賀県現業職員の給与に関する規則第8条第3項の規定の適用については、同項中「当該年齢に達した日後の最初の4月1日」とあるのは、「佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成25年佐賀県規則第45号）の施行の日」とする。